CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.５５

**サウジアラビア王国　覚書**

Kingdom of Saudi Arabia

Memorandum

The Authority for the Care of People with Disabilities (APD)

（JD仮訳）

障害者ケア当局（APD）より

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **#** | **案の文章** | **項** | **APDの意見** | **修正文案** |
| 1 | 例えば、面接のために公共の建物に入る方法が階段しかない場合、車椅子を使用する候補者は建物に入ることができないため、不平等な立場に置かれる。  | 21 | 差別的行為には、異なる影響と、異なる待遇の2つの形態がある。間接的差別の方法について提供された例は、異なる影響（意図的でない差別）がどのように描かれるかを十分に反映していない。従って別の例を用いるべきである。 | 例えば、ある仕事に応募する際に、職務の本質的な側面ではない特定の特性を持つことを障害のある人が要求される場合、これはその候補者をその仕事を求める競争で不平等な立場に置くことになる。 |
| 2 | 障害以外の理由には、年齢、人種、先住民、出身国または社会的出身、難民、移民または亡命希望者の地位、政治的またはその他の意見、宗教、性別、性的指向および性自認が含まれる。 | 24 | そうであってもなお、締約国の他の条約を認めなければならない。従って、提案文を追加すべきである。 | 「締約国の公共政策を損ねることなく」 |
| 3 | 障害のある人が最低賃金を下回ることなく、また、職に就いても障害手当の給付を失わないこと。 | 72(d) (i) | この目的については、さらに説明が必要である。障害のある人に与えられている給付のいくつかは、彼らの経済的状況によるものであり、したがって、障害のない人と比較して同額を支払うディーセントな仕事を持つことに伴い、障害手当のその給付は、必要としている人に行くべきである。 | この目的については、さらに説明が必要である。 |
| 4 | 移動の自由に関する第18条は、障害のある人の就労を促進するための支援は特定の地理的範囲を持つ政府機関に縛られないことを保証するなど、障害のある人の就労の権利が居住地に制限されないことを保証することを含んでいる。　 | 87 | 第 18 条の説明は、この一般的意見の範囲を十分にカバーしておらず、また、示された例によって、その記述はあまり意味をなさなくなった。 | このパラグラフは削除するか、この一般的意見に近いものになるように再作成する必要がある。 |
| 5 | 「労働不能」、「労働への適性」および関連する概念は、社会的保障の制度やその他の給付の設計に使用しないこと。委員会が指摘したように、障害のある人が有給の仕事を探し、維持する際の個人の状況やニーズ、障壁を評価し、彼らの状況に対応した柔軟な所得支援制度を設計することが重要である。 | 93 (i)（訳注　93ⅱの誤りか） | ここでより重要な概念は、障害者が本質的な職務を遂行できるかどうかに注目することである。これは、働く権利の確保により関連する。したがって、労働能力に言及する場合は常に、この概念を文書全体に反映させる必要がある。 | 本質的職務機能の概念を全文に反映させる |

（翻訳：佐藤久夫、春名由一郎）